

事務連絡
令和3年1月6日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する
省令（仮称）案の案文案（現時点版）の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

令和3年度介護報酬改定については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等（以下「居宅基準等」という。）の改正に伴い、条例改正を要する場合があることを踏まえ、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（仮称）案等の案文案（現時点版）の送付について」（令和2年12月23日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）により、居宅基準等の改正に関して、事務的に整理している現時点版の案文案を送付させていただきました。

今般、12月23日以降の精査により追加された部分を含む案文案（現時点版）を送付させていただきます。

なお、当該案文案の改正内容につきましては、決定されたものでないこと、及び、今後、追加・削除・変更も含め、分科会における議論等を踏まえ、修正がなされる可能性があることを御了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、案文案につきましては、事務的に整理している現時点版であることから、その取扱いにつきましては、特段のご理解とご配慮をいただくとともに、案文案に関する詳細なお問い合わせにつきましては、あくまでも現在検討中のものであることを踏まえ、今後、居宅基準等の改正について分科会等から答申を得た後にして頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

厚生労働省老健局老人保健課

E-mail : housyuukaitei@mhlw.go.jp

※条文の技術的な内容に係るお問い合わせは、
上記のメールアドレスまでお願いいたします。